

保険医療機関・保険薬局から指定の辞退の届出があったので、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規程に基づき、告示する。

令和 七年 一月 十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
大戸薬局	光市室積中央町一番一号	令和 六年 十二月 三十一日